

平成18年度第4回熊本県環境影響評価審査会

議 事 概 要

1 日 時

平成18年12月25日(月) 午後2時30分から午後5時30分まで

2 場 所

熊本テルサ2階「ひばり」

3 出席者

(1) 熊本県環境影響評価審査会

北園会長、板楠委員、河上委員、植田委員、古賀委員、小島委員、高添委員、寺崎委員、中野委員、福田委員、渡邊委員(委員13人中11人出席)

(2) 事務局(熊本県環境生活部環境政策課)

福留課長補佐、内東主幹、東参事、工藤参事、河野主任主事

(3) 事業者等

松山開発株式会社 代表取締役 松崎忠一 他4名

(4) 傍聴者等

傍聴者3名、報道関係者3社

4 議 題

(1) 「松山開発株式会社 廃棄物最終処分場事業」環境影響評価方法書について

(2) 熊本県環境影響評価技術指針の一部改正について

5 議事概要

(1) 「松山開発株式会社 廃棄物最終処分場事業」環境影響評価方法書について

事業及び環境影響評価の概要について

事務局(環境政策課)から、今回の事業概要の説明並びに熊本県環境影響評価条例に基づくこれまでの手続の経過及び今後の手続の流れについて説明を行った。

また、今回の審査会意見(案)の取りまとめ方法等についても説明を行った。

補足説明

事業者から、浸出水に係る調整池の容量等の数値の根拠等について、補足説明がなされた。

熊本県環境影響評価審査会意見（案）について

当該（案）の文言を一部修正し、必要に応じて審査会委員と再度調整の上、審査会意見とすることです承。

主な審議内容は、次のとおり。

<内 容>

[全般的事項]

- 委員 表現の問題だが、（１）の最後は「記述すること」、（２）では「必要がある」、となっているが、（２）の方を「行うこと」、としたらどうか。また、[事業計画に関する事項]の（１）の最後は、「必要である」となっている。必要であるというのは、考えようではしなくてもよいというようにも考えられるが。
- 委員 事務局はどう考えるのか。
- 事務局 書き方の問題だが、今までの考え方では調査、予測及び評価に係る事項については、「必要がある、あるいは検討すること」と記述していたが。必要であれば、（１）の方を「記載する必要がある」で統一することではどうか。
- 委員 「必要がある」というのは、弱い表現というわけではないと思うが。
- 事務局 かなり強い言い回しかと思う。現在は方法書の段階ということもあって、意見を踏まえてちゃんとやりなさいということ。
「検討すること」となると、より弱い表現になるかと思う。
- 委員 必要だという意味での表現にすること。
- 委員 冒頭に「以下の事項に十分配慮する必要がある」と記載されているが。
- 事務局 冒頭で「必要がある」と記載しているので、下の方は「こと」ということで整理したい。
- 委員 全体に掛かっているのか。
- 事務局 そのとおり。

委員	(2) の「行う必要がある」を「行うこと」とする。
	[事業計画に関する事項]
委員	(1) の最後も「必要である」となっている。
事務局	「検討すること」で整理する。
委員	既に堤防ができていたが、あれでいいという基準はクリアしているのか。
事務局	県河川課所管の建設海岸の区域に入っている。当時の災害復旧時には県宇城地域振興局に相談したということ。通常公共事業で行う海岸事業には、築造基準があって、例えば護岸コンクリートであれば厚みを50cm以上とする基準があり、これを守るよう指導したということで、事業者はその基準は守っている。また、事業者とのやり取りの中で確認したが、今の強度で足りない場合は、海側へのコンクリートの継ぎ足しは行わないが、内側への継ぎ足し、高さが足りない場合は上への継ぎ足しを考えているとのこと。
委員	周辺の護岸はかなり高くなっている。消波ブロックもある。それに比べ埋立計画地周辺にはないが。
事務局	平成11年の台風時の高潮を考慮し検討委員会が設置され、高さが見直された。当時の被災した高潮に対して、新たに基準を設けたもの。それ以前に造った海岸としては、少し低めになっているかと思う。今回の意見では、それぐらいのことは実施するよう求めている。 また、(2) の「確保する必要がある」、(3) の「検討する必要がある」は、それぞれ「確保すること」、「検討すること」に改めるということによろしいか。
委員	そのように改めること。以下、全体的にそのように改めること。
	[大気環境]
委員	(1) の地域を代表する地点は、どの辺をイメージしているのか。
事務局	例えば、道を挟んで、あるいは鍋島神社の上方にある、みかん畑をイメージしている。特に保全すべき対象が存在する地点とは、小学校、保育園、老人施設をイメージしている。
委員	小学校のところから市道を通って、市道と国道に挟まれた所に家が一

軒建っているのです、その辺りはどうか。あるいは、小学生は市道を通って学校に通っているようであり、重要な地点と考えられるので、考慮していただきたい。

事務局

了解した。

委員

窒素酸化物の追加については、工事中の重機の影響を考慮するということよろしいか。

事務局

そのとおり。

委員

(1)の「調査位置」は、「調査地点」でよいのではないか。

事務局

方法書には地点と記載されているので、そのように改める。

委員

また、「必要がある」という表現はすべて「こと」に改めること。

[水環境]

委員

<水質・底質>(1)の「複数地点」は何点ぐらいをイメージしているのか。

事務局

事業者が専門家と相談の上決めることになる。

委員

<地下水>についても、同じようなことと思う。

委員

<地下水>での上流と下流という表現は適切なものか。理解できるものとなっているか。

委員

下流は、海域を含むものか。

委員

そのつもり。上流は道路超えて北東側のつもりだが。この表現で理解してもらえるのかどうか気に掛かる。

委員

事業実施区域外になるのか。

事務局

213頁に記載されている。

委員

事業実施区域外の上流と下流とすればはっきりわかるのではないか。

委員

中も必要では。

委員 中はもちろん調査されることになる。

委員 外と内とあれば、全体でもわかると思うが。

事務局 通常、地下水の流に沿って、上流側と下流側に処分場を挟んで設けることになる。仮に漏洩した場合には、漏洩した検査で塩素が地下水に入ってきて、地下水の下流方向の水を追ってわかるという意味もある。1箇所ではなく上下設ければ、上から流れていて、下の方である一定以上の塩素が検出されれば何らかの漏れがあるとの判断のやり方にもつながるもの。

委員 区域外でも調査は可能なのか。

事務局 土地所有者の承諾が得られれば可能である。

委員 通常海の方に真水が流れていく時には、塩水くさびというのが起こるのではないか。

事務局 実際にボーリング調査で地下水調査をやって、外の水位との地下水に与える塩水化と水位の変化、やってみないとなかなかわからないのではないか。ただ、海に近いので塩水化しているのではないか。余程の地下水の圧力がないと逆流してしまう。背後が山なので感覚的には山側から海側に向かって流れているとは思いますが、調査をしてみないと分からない。

委員 観測井戸は設置しないのか。これは一番重要だと思うが。

事務局 調査井戸を将来の観測井戸に代えて整備することは考えられる。観測は通常塩素分など有害物質の漏洩などの観点から行うが、簡易的には塩素分の検出でいいということだが、ここは海水が入ってくると塩素分の検出では無理。時間が掛かるが現実には有害物質が上流側の水と比べて、多いとか少ないとかそういう判断の方法になると思う。

委員 一番心配されるのが、埋立後、漏れたものが地下水と一緒に出ていくこと。典型的な海洋汚染となる。そこを防ぐためには、モニタリングを行うための井戸が必要となる。たびたび穴を掘ってやるには莫大な費用が掛かる。

事務局 敷地内の一番海側に近い所に1本、地下水の上流部の道路側に1本は必要だと思われる。実際に調査をやってみて、塩素分の検出状況では海水が入ってきて把握することが無理な場合は、鉛等の有害物質を検査することによって検出する方法になるものと思われる。

委員 アセスの結果、地下水の流動方向とか今のような問題がわかって、実施するに当たっては、モニタリングを行う必要があると、もう一段階話はあるのか。

事務局 廃掃法上の設置許可手続において、モニタリングを行うこととなっている。

委員 これは影響評価を行うための調査ということで、モニタリングは別ということか。

事務局 そのとおり。通常は、折角ボーリングで掘った井戸をそのままモニタリングでも使用するということが一般的な方法。これができなければ、施設を設置するときに他の方法を検討して、廃掃法上の手続においてチェックすることとなる。

委員 チェックは県のほうでやるのか。

事務局 そのとおり。

委員 表現がこれで誤解を与えなければよいが。

委員 実施区域外を入れた方がよいのか。入れることができるのか。入れた場合は、地元の地権者の許可が得られなければならないので、区域内の一番上流となる可能性もある。できる限り区域外でも行うよう指導をお願いしたい。

事務局 了解した。

[土壌環境]

委員 <土壌>の飛散ということは、風下が汚れるということか。

事務局 否定はできない。ダンプで廃棄物を搬入するときに飛散する、また、飛散しやすいものが廃棄物が搬入されることも皆無ではないということ。

[動物・植物・生態系]

委員 <水生動植物・底生生物> (1)の下から2行目の「干潟や潮間帯の状況」という表現は、「干潟や浅海域・潮間帯の状況」とした方がよい。10m以下を浅海域という。

事務局 了解した。

委員 複数地点については、事業者と打合せを行ったが、打合せ通りに守られているのか。

事務局 事業者を確認したが、先生と相談した内容で実施するとのこと。

委員 調査区域が増えているのはよい。224頁において西側は二次林になっているので、めずらしい生物がいるかもしれないので、調査をするよう事業者には伝えたところ。実際、めずらしい動物（哺乳類）が出たということを知った。

[景観・人と自然との触れ合いの活動の場]

委員 <景観>は一番目にふれるものであり、シミュレーションはしっかりやってもらいたい。

委員 どういうやり方があるのか。

事務局 フォトモンタージュやコンピューターグラフィックスがある。

委員 シミュレーションを行う場合はとなっているが、これは必ず行うという意味にはならないのでは。

委員 地元住民の方々にも見せてもらいたい。

委員 国道を通っているときには、完成の途中でも手前の方に高い木を植えれば防げると思っていたが、上の方を回ってみると、上からはもろに見える。船からも見える。シミュレーションを行うのは、難しそう。新しい手だてが必要な気がする。

事務局 異様な構造物が立ち上がるということは、老人保健施設があるが、高台から見ると、鋼鉄のお城のようなものができるということになり、景観上どうするのか、事業者にもよく検討してもらいたい必要がある。

委員 老人施設からはほとんど見えない状況。西側の高台や高台に至る生活道路で上からのぞける状況は心配である。

委員 「シミュレーションを行い」とすることでよろしいか。

事務局 了解した。

委員	字句の修正等が必要となるので、再度事務局と委員の方々との調整が必要になるかと思うので、よろしくお願ひしたい。
委員	直接意見（案）に関わることはないが、例規集の中で主要な眺望点あるいは眺望景観が出てくるが、この案件の場合実際に存在するのかわと言われると、存在すると言うのはなかなか難しいとは思う。だが、いつもこの道を通る子供や大人がいるわけだから、こういったことが盛り込めないか、事務局で検討していただけないか。
委員	<景観>の（１）のところで、眺望はないということだったが、審査会の意見としては加えるようにしているが。
委員	この表現からすると、方法書の中で削られたのは仕方がないが、そうではなく最初から当然入っておいて然るべきだという表現にならないかということ。
委員	議題（２）では検討されていないのか。
事務局	議題（２）で詳細に説明するが、これまでは「標準項目」ということで、予め選定することが決められているように受けとめられていたが、今度の改正で「参考項目」になることで、あくまで項目選定に当たっての参考資料となるため、必要があれば他の項目を事業者は選定する必要が出てくることになる。また、審査会としても項目を追加するよう意見を述べるができる。 景観については、これまで眺望に囚われ過ぎていたため、より身近な困繞景観が重要ではないかと、国においては見直しが検討されているところ。

（２）熊本県環境影響評価技術指針の一部改正について

当該改正（案）で、了承。
主な審議内容は、次のとおり。

<審議内容>

委員	個別事業ごとの主な整理内容の２）の廃棄物最終処分場事業において、陸上埋立に絞って整理した意味は。
事務局	国における大きな事業の場合には、当然水面埋立も一般的な事業として考えられると思うが、本県としては、これまでの事例等からも陸上埋立が一般的な事業であると整理したもの。

委員 今回の松山開発の場合も陸上埋立ということになるのか。

事務局 当初から海面を埋め立てるということではないため、そのように整理することになる。

委員 松山開発の場合も陸上になるということか。

事務局 国が設定している水面埋立の一般的事業の内容には該当しないということで、陸上埋立として整理することになる。

委員 もし、アセスの対象事業に入らないような事業が出てきた場合はどうするのか。

事務局 その場合には、その事業が社会的な要請が強いのかどうか、アセスを実施することが妥当なのかどうかなどの観点から、アセスの対象事業に追加するかどうかを改めてご審議いただくことになるかと思う。

委員 その他の事業という分類を設けてはどうか。

事務局 その他の事業ということでは、面的な整備を行う事業を対象としているが。

委員 もし知事が必要と認めたものは、対象のリストの中に入っていない場合でもアセスの対象にするというふうに書いて欲しい。そこまでやると安心だが。

事務局 委員の意見は2つの考え方があるかと思うが、1つはアセス条例で対象事業として道路、ダムなど具体的な事業種として規定していない事業が出てきた場合はどうするのか、という意味と、2つ目には技術指針の別表の備考欄に記載されている一般的な事業の内容が記載されているが、先程廃棄物最終処分場の説明の中で、陸上埋立を一般的な事業の内容として示してあるが、海上埋立の場合はどうするのか、この表にはないがどうするのかという意味であるかと思うが、この一般的な事業の内容を参考にしながら、どの項目を選定するのかを決めることになる。

委員 評価条例の改定にはきちんと盛り込まれるのか。その必要はないのか。

事務局 今回の規則の改正は、技術指針の改正に伴うもので、方法書の記載事項等が変更となる。対象事業自体がどうなのかということになると制度上の問題になる。アセス制度はあくまで事業者が主体となって行

うものであり、知事が必要と認めた場合とするのは基本的には難しい。予め対象となる事業を特定しておく必要がある。この辺を曖昧にしてしまうと、事業ごとにアセスの対象となるのかどうかを審査しなければならないので、制度上は難しい。

今回の技術指針の改正では、処分場であればこういう事業特性があり、その事業特性を一般的に考える時にはこういう工事を想定しており、こういう想定であれば調査項目はこうなるということになるが、海面の埋立を行う場合にはこれと違う調査が必要となるので、参考項目を参考にして他の調査項目を選定してもらうことになる。

委員 熊本県は「環境立県」構想を掲げているが、住民参加と情報公開について、例えば評価条例規則の中で整備すると、もっとやりやすくなると思うが。この施行規則の改正に盛り込むことができれば、この技術指針も生きてくる。

事務局 住民参加については、方法書、準備書の各段階において住民の方々は住民意見を提出することができる。情報公開についても、公告・縦覧の中で方法書、準備書を見ることができる。ただ、方法書の段階においても、住民の方々にきちんと説明するよう、事業者にはお願いしているところ。

委員 そのことを明文化すると、関係者は苦勞しなくても済む。「環境立県」の精神は、きちんと規則の中に盛り込んでおくべきではないか。もう一つ、本来ならば方法書の素案の段階で出すべきではないか。そうすると住民も参加しやすくなる。

事務局 方法書は製本されているが、事業者の一つの考え方であり、知事意見や審査会意見、住民意見を勘案しながら、次の段階に進むことになる。今後の課題としたい。

委員 7 その他の(3)の内容と関わることだが、調査の無駄を無くすためには、標本の管理が重要である。アセスの調査段階で採られた標本は、どこかで図書と一緒にきちんと管理しておくこと、その後の調査が無駄なく済む。その辺のシステム作りを全国に先駆けて今回の改正に盛り込むとよいのではないか。

事務局 制度的なものを説明すると、法と条例との関係では、法に抵触しない範囲で定めることができるが、公聴会など法で定めてない事項については、条例で定めることができるが、法に定めてある事柄について、法以上のものを条例で事業者に求めることは、違法になりかねない。

- 委員 以前アセスの会社を集めて、今江先生が講演会を開かれたが、あの講演会の内容は大変すばらしいものだった。今回の改正を生かす、あるいは技術指針の説明のときにも、からめて是非実施してもらいたい、「環境立県」なんだからということを書いてもらおうと、少しずつ進んでいくのではないか。
- 委員 現状はどうなっているのか。
- 委員 大抵処分されているのではないか。
- 事務局 現在は凍結されているが、県の博物館構想があり、資料室が設置されているが、標本の状態や出所が明確になっているかにもよるが、事業者から寄付申し出があれば資料室で受け取って保管してもよいとのことであった。
ただし、標本は事業者の持ち物であり、事業者の話になるので、こちらから強制的にあるいは制度的にできるかどうかは難しいと思うが、個別に申し入れがあったということで、今後、そういう形で事業者には話をしていきたい。
- 委員 そういう指導はできるのか。
- 事務局 事業者が任意に寄付するということであれば問題はないのではないか。
- 委員 業者も助かる。あそこに行けば情報がある。業界団体があるので、そこに「環境立県」としてやらないかと言ってもらおうと、気運が高まる。
- 委員 標本は処分せずに提出していただくように、指導をしていただくと、高添委員が言われるように、価値がでてくるのではないか。
- 委員 小中学校も勉強しやすくなる。自分の所の環境が調査してあるわけだから、そこに行けば植物も書いてある、植物の標本もあり、身近な自然はこうだったんだと勉強ができる。博物館も助かる、業者も助かる、みんな儲かる。「環境立県」で全国に先駆けてやるわけだから、是非やってもらいたい。
- 事務局 どこが提供された標本をどのように保管するのか、何らかの方法でできる方法を検討したい。
- 委員 「標準」と「参考」の違いは。

事務局 改正前の「標準項目」では、標準ということでまずそれを選ぶ必要がある。事業の特性等に関わらず、まず事業種に応じた標準項目を選ぶ必要があるが、その場合でも必要に応じて項目を追加したり削除したりすることはできた。また、「標準手法」についても簡略化したり詳細化したりすることはできた。今回の改正では「参考項目」となり、よりメリハリの効果がある制度とするために改正を行うもの。あくまでも、参考となる資料の一つとしたもの。

委員 「参考項目」は必ずしも選ばなくてもいいということか。

事務局 あくまでも参考となる資料の一つに過ぎないということ。

委員 標準よりも、取り方によっては、参考だから選ばなくてもいいという考え方になる可能性もあるのか。

事務局 その可能性もあるかと思う。ただし、それを選んだ理由を説明する責任は事業者には求められる。

委員 そうなると、それを管理するとかチェックする方は大変になると思うが。

事務局 この審査会も含めてチェックが重要となってくる。今までは「標準項目」だからしますとか「標準項目」になっていないからしません、ということができたが、今後は「参考項目」ということになるので、事業者の裁量もあるとともに、それだけ責任も重くなるのではないか。しない場合でも求められたら納得できる説明が必要となってくる。

委員 参考になったのであれば、別表における を付ける必要はあるのか。

事務局 都道府県によっては、別表を付けていないところもある。本県としては、当初に「標準項目」を設定していたため、今回の改正で別表を白紙にまですることの検討までは行っていない。

委員 参考ということではあるが、他の項目を選定するというのはできるものなのかという気がした。

事務局 事業者も審査する側も何もないとなかなか難しいもので、参考ということであれば一応の目安にはなるのかと思われる。

委員 例えば、全国規模ではこれは目安になるが、熊本県の特性でこうい

うものにするということなのか。

委員 事業ごとに事業者が選定した項目を提示することになる。なぜ、別表の項目を選ばなかったのか選んだのか、理由を明らかにする必要がある。

事務局 参考になったため、選ばなかった理由は説明する必要はなく、最終的にどの項目を選定したか、その理由を説明する必要がある。

委員 そういうことは、選ばなかったことをチェックできるかどうかということ。

委員 審査会としてこの項目を選びなさいということは言えるのか。

事務局 審査会として言うことは可能。知事意見を出すにあたって、審査会の意見が今以上に重要となってくる。

委員 別表の中に景観資源とあるが、何を指すのか。

委員 景観は環境の総和だと思う。景色ではない。

委員 資源という言葉が付いたときに、どうなるのか。景観という言葉に置き換えることができるのかどうか。置き換えることができるとすれば、生活景も景観に入る。ただ、資源という言葉が付くと、いかにも眺めてどうかとうことになってしまい、危険な気がする。

事務局 見る側と見られる側があって、見られる側を景観資源というのではないか。

委員 別表の7頁の備考欄の5には、この表において「「主要な眺望点」とは、不特定かつ多数の者が利用している景観資源を眺望する場所をいう。」となっており、特定の景色がいいところでないと資源になり得ないような印象を受ける。

事務局 従来 of 国の発想としては、身近な景観というより、眺望景観をさしていたが、最近では考え方が変わってきており、身近な場所から見える景観、歴史的な景観、田園景観など地方特有の景観など、景観の考え方について議論されているところであり、今回の技術指針の改正には盛り込んでいないが、今後の国の議論の動向を見据え、改正について検討したいと考えている。

今後は「参考項目」となるので、より身近な生活の場からの視点が必要であれば、意見を述べていきたいと考えている。

委員	眺望としての景観としか捉えられない。7その他(1)の「触れ合い活動の場」に関しては「利用の状況」を追加され、詳細に示されたが、景観に関しては、「参考項目」ということでよいのか。
委員	景観法との関係はどうなっているのか。
事務局	景観法あるいは景観条例はある規制区域を設定したもので最低限基準をクリアする必要があるが、アセスの場合はそういった基準をクリアすればいいということではなくベストを追求していくというもので、地域において大切にすべき景観があれば法の規制はなくてもそれを守っていこうと、アセスの手続の中でより良いものを目指そうとするもの。
委員	それで、そういったことも含まれるということを確認させてもらうということでしょうか。
事務局	了承。

< 配付資料 >

会議次第

「松山開発株式会社 廃棄物最終処分場事業」環境影響評価方法書に関する環境影響評価手続き等について(次第裏面)

「松山開発株式会社 廃棄物最終処分場事業」環境影響評価方法書に関する熊本県環境影響評価審査会意見(案)

熊本県環境影響評価技術指針の一部改正について